

## 第23回 第三者委員会 議事録

1. 日時 : 平成24年11月5日(月) 13:00~15:50
2. 場所 : ニッショーホール 第1会議室
3. 委員の現在数 : 3名
4. 出席者と人数 : 細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席  
その他家電製品協会 事務局8名が陪席
5. 議題 :
  - (1) 平成25年度事業協力 応募案件の審査
    - 1) 不法投棄未然防止事業協力
      - ① 応募概要
      - ② 内定に係る確認事項
      - ③ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
      - ④ 協力の条件の決定
      - ⑤ B対象期間外における不法投棄特定家庭用機器廃棄物の処理の状況等
    - 2) 離島対策事業協力
      - ① 応募概要
      - ② 内定に係る確認事項
      - ③ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
      - ④ 助成単価の決定
    - 3) 公表について
  - (2) その他 報告事項
6. 配布資料 : 平成25年度事業協力 応募案件概要等一式
7. 議事の内容  
＜主な質疑・意見＞(◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明等)
  - (1) 平成25年度 応募案件の審査
    - 1) 不法投棄未然防止事業協力
      - ① 応募概要
        - ◆ 42市町から応募があり、うち2市が応募を辞退したこと及び応募内容の概要について報告を行った。
      - ② 内定に係る確認事項
        - ◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回、第10回、第15回及び第21回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。
        - ◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。
      - ③ 応募案件の個別審査等
        - ◆ 上記②の決定を踏まえて、個別応募案件について説明を行った。
        - ◇ 審議の結果、審査した40市町すべてについて、不法投棄未然防止事業協力実施要項(以下「不法要項」という。)第5条第4項の規定に基づき協力を内定した。当該市町のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。
        - ◇ 特定の市町のみで予定されている防止事業について、事業実施後に効果測定を行うよう事務局に求めた。
      - ④ 協力の条件の決定
        - ◆ 上記の内定したものそれぞれについて、不法要項第5条第5項に規定する協

力の条件案を提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

⑤ B対象期間外における不法投棄特定家庭用機器廃棄物の処理の状況等

◆ 平成23年度に協力覚書を締結した市町のうち、B対象期間外における特定家庭用機器廃棄物の不法投棄発見量と自治体券による当該引渡に差がある20市町に関して、その原因を聞き取り調査した結果について報告を行った。今後とも質の高い再商品化等の促進を目的に、これに反する行為を行っている疑いが認められる市町村に対しては第15回第三者委員会における本件に関する決定に基づき、その改善に向けての誘導を試みる予定との説明を行った。

2) 離島対策事業協力

① 応募概要

◆ 16市町村から応募があり、うち1村が応募を辞退したこと及び応募内容の概要について報告を行った。

② 内定に係る確認事項

◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回及び第15回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

③ 応募案件の個別審査等

◆ 上記②の決定を踏まえて、個別案件について説明を行った。

◇ 審議の結果、審査した15市町村のうち、14市町村について離島対策事業協力実施要項（以下「離島要項」という。）第5条第2項の規定に基づき協力を内定し、残る1村に関して内定の対象外とした。内定した14市町村のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。

◇ 現状の内定条件等に合致しない特定の応募案件への対応の可否等について、今後事務局で検討を行うよう求めた。

④ 助成単価の決定

◆ 上記の内定したものそれぞれについて、離島要項第5条第3項に規定する助成単価案を提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

3) 公表について

◆ 応募状況及び審査状況の公表について、昨年度と同様に次のものを採用することを提案した。

イ) 内定時点における公表については、両事業協力とも、応募件数、内定件数のみ公表する。

ロ) 覚書締結後の公表については、下記のとおりとする。

・ 不法投棄未然防止事業協力覚書締結案件について、覚書締結件数、覚書締結市町村名及び対象市町の助成率、補助対象費用の上限額、並びに事業実施期間・事業内容及び削減見込み率を公表する。

・ 離島対策事業協力覚書締結案件について覚書締結件数、覚書締結市町村名及び対象市町村の助成単価、並びに事業実施期間を公表する。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

以上